

写

本教文発第 24 号
令和 4 年 5 月 9 日

本庄早稲田の杜ミュージアム運営委員会
委員長 様

本庄市教育委員会
教育長 下野戸 陽子

諮 問 書

本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和 2 年本庄市条例第 4 号）第 15 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- （1）本庄早稲田の杜ミュージアムの事業評価について
- （2）学校法人早稲田大学との事業継続について

2 諮問趣旨

本庄早稲田の杜ミュージアムは、令和元年 7 月 26 日に締結した「本庄早稲田の杜ミュージアムに関する基本契約書」に基づき、本市と学校法人早稲田大学が共同で運営を行っているところ、契約の有効期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了を迎えるにあたり、その 6 か月前までにミュージアム事業の点検・評価を行う必要があるため、貴会の意見を求めます。

また、同期日までに学校法人早稲田大学と当該事業の継続について判断する必要があるため、貴会の意見を求めます。